

国分川調節池を育む会

日時：平成 23 年 10 月 29 日(土)

10 時から

場所：曾谷公民館第一・第二研修室

次 第

1. あいさつ

2. 全体会

(1)国分川調節池の掘削工事等について（千葉県報告）

(2)国分川調節池上部活用事業について（市川市報告）

(3)育む会の今後の開催（検討内容や開催予定）について

（市川市提起）

(4)その他

<資料>

1. 上部利用基本計画について【資料 1】

2. 国分川調節池上部活用事業スケジュール（案）【資料 2】

3. 運営・活動に関する検討内容【資料 3】

4. 維持管理に関する検討内容【資料 4】

5. 検討部会名簿【別紙】

事務局（市川市役所 水と緑の計画課）

TEL:047-332-8740（直通） FAX:047-332-8749

メールアドレス

mizutomidorinokeikaku2@city.ichikawa.chiba.jp

国分川調節池上部活用基本計画について

【基本計画の付帯意見】

基本計画に関する付帯意見として、以下の2点が挙げられています。

- 1. 景観向上に向け、仮設道路の復旧に伴い、無電柱化の実現可能性について検討
- 2. 春木川調節池エリアは、自転車の乗り入れを制限するため、駐輪スペースを検討

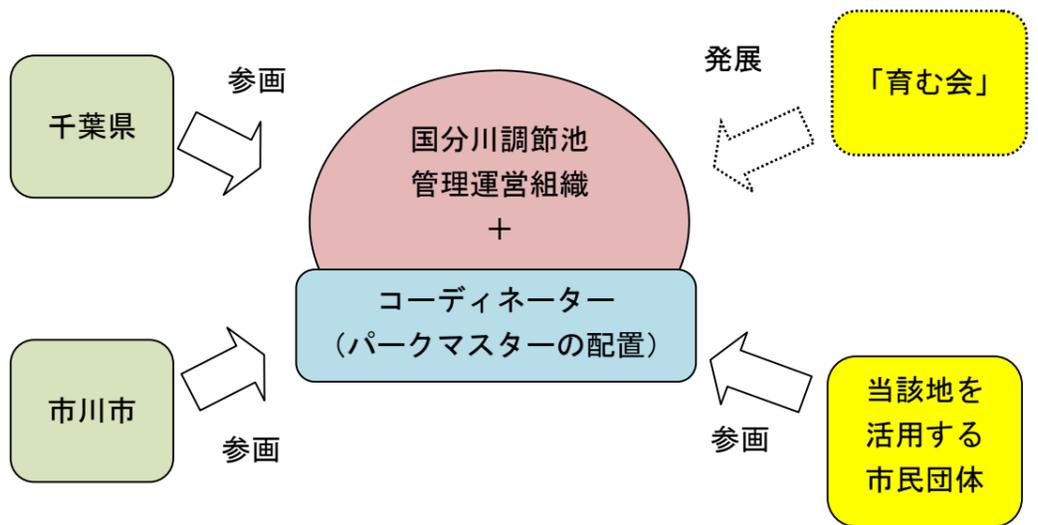
今後、基本計画を具体化していく際には、この付帯意見の検討を行いながら、進めていくこととします。

【今後の展開】

国分川調節池の上部整備を行った後、様々な機能を維持していくための管理や、有効に活用していくための運営方策が必要となります。

このような管理・運営体制の構築の際には、この国分川調節池へ愛着を持っていただくためにも、市民の皆様の積極的な参加が不可欠であると考えております。これまで「国分川調節池を育む会」として整備に向け、市民との協働によって検討を行ってきた組織体制を踏襲・発展させ、管理・運営のための新たな協働の組織（下図参照）を構築することを考えています。

今後、「国分川調節池を育む会」においては、このような管理・運営の方策について、検討を進めていく予定です。



管理・運営体制のモデル

※本モデルは、管理・運営体制の1つの案として提案するものであり、確定したものではありません。実際の体制については、今後、「国分川調節池を育む会」を中心として検討していく予定です。

市川市 水と緑の計画課
 〒272-0021 市川市八幡4-2-1 八幡分庁舎
 TEL: 047-332-8740 FAX: 047-332-8748

【治水計画の概要】

真間川流域の治水対策は、洪水被害を防ぐため、分水路や調節池を含む河川の改修や、雨水を浸透させる保水機能などで対応する「総合治水対策」として実施されています。

国分川調節池は、国分川中流部の国分川と春木川に挟まれた東国分地区に整備される調節池です。それぞれの川の洪水を調節するため、国分川調節池(上池、中池)、春木川調節池(下池)に分かれており、「総合治水対策」の一環として整備されています。



(写真：千葉県真間川改修事務所ホームページより)

【検討の経緯】

国分川調節池を都市域に残る貴重な空間として平常時の活用を図るため、平成13年度より、地元代表・学識経験者・行政等からなる「国分川調節池整備検討委員会」や地元住民と市民団体等からなるワークショップ「国分川調節池を考える会」を立ち上げ、平成15年3月には「国分川調節池整備方針」を策定しました。

この整備方針では、調節池としての治水機能の確保を前提として、多様な自然環境の復元を図る「自然復元ゾーン」、子供たちが自然にふれあうことができる「自然ふれあいゾーン」、市民が自然の中で散策できる「散策・休息ゾーン」、運動やイベント等の利用ができる「多目的利用ゾーン」等が提案されています。

更に、平成19年には「国分川調節池を育む会」が組織され、市民と行政の協働により前述の整備方針に基づいた利用計画、運営管理の検討を進めており、これまでに11回の「育む会」が開催され、平成22年1月の「第11回育む会」において、「国分川調節池上部活用基本計画」が策定されました。

企画段階	平成6年度 ○国分川調節池整備事業	・県が用地買収に着手
	平成7年度 ○市企画部主催プロジェクト	・市としての利用方法を要望するため、市企画部が主催となり整備要望内容を検討
	平成8年度 ○市建設局プロジェクト	・前年度成果を基に、建設局内でより詳細に検討し、多目的利用の整備要望をまとめる
	平成12年度 ○市庁舎内部調整会議	・当地区の将来を見据えた上部利用方針について市関係20課と調整
整備方針段階	平成13~14年度 ○国分川調節池整備計画検討委員会 ・整備基本方針の策定 ・ゾーニング案の策定	平成13~14年度 ○国分川調節池を考える会 ・ゾーニング案の検討 ・基本方針の検討
	平成15~16年度 ○関係機関との協議・調整 ○千葉県との覚書締結	
活用計画段階	平成17年度 ○地元自治会からの要望(運動施設充実)	要望
	平成18年度 ○国分川調節池を育む会 準備会	
	平成19年度~現在 ○国分川調節池を育む会 発足と活動	

【基本計画内容のまとめ】

「国分川調節池を育む会」と協働作業により策定した、国分川調節池上部活用基本計画の内容について以下に示します。

全般的な対応方針

【上部活用の基本的な考え方】
 ○治水機能の確保 ○利用者の安全対策 ○周辺環境、自然環境に配慮
 ○基本的に修復に多額の費用を要しない利用
 ○ユニバーサルデザインに配慮

【安全性確保に関する対策】
 ○安全確保のため、開園時には管理者を常駐
 ○夜間は閉鎖（閉園時には出入り口の施錠）

【動線などに関する対策】
 ○園路は管理車両の通行を考慮した幅員を確保
 ○自転車・歩行者の相互の安全性確保のため、園路幅員・構造などに配慮
 ○主要な園路は、バリアフリー化を図る
 ○多くの利用が想定されるエリア付近には駐輪場を設置
 ○外周部の管理用通路には、防犯のための照明施設、柵を設置

散策・休息ゾーン

【整備方針】
 ○自然に囲まれながら、散策や休息ができる区域

【利用形態】
 ○散策やウォーキング、休息や憩いなど

多目的利用ゾーン

【整備方針】
 ○日常の運動やイベントなど様々な利用ができる区域

【利用形態】
 ○野球やサッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、利用可能な種目を限定することなく、多様なスポーツ利用に供する。
 ○各種イベントの開催場所として活用する。

※排水処理対策により、今後、形状変更の可能性がある。

自然復元ゾーン

【整備方針】
 ○多様な生き物の生息空間となる内陸湿地や林の復元を図る区域

【利用形態】
 ○野鳥等を主とする自然観察の場
 ○基本的に人の出入り禁止（※観察会や管理の際の入場は可）

自然ふれあいゾーン

【整備方針】
 ○子どもたちが自然の中で自由に活動し、ふるさとの生き物に触れ合える区域

【利用形態】
 ○自然観察、自然散策、環境学習などの場として活用
 ○身近な生物の生息可能な環境（ビオトープ）づくり

管理・駐車場ゾーン

【整備方針】
 ○駐車場や管理施設を配置する区域

【利用形態】
 ○車での来訪者のための駐車場所として活用
 ○管理や運営、情報発信、イベント開催など

※排水処理対策により、今後、形状変更の可能性がある。

	水溜まり（観察池）
	湿地
	抽水植物 湿性植物



※水源等確保の可能性や、調節池の掘削状況に応じて利用可能な形態が明確化してきた時点で対応を検討する。
 ※今後の春木川改修工事の進捗とあわせて検討する。

運営・活動に関する検討内容

資料 3

	運営・活動項目	運営形態
全体的な 運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的な運営 ・活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者(市川市)を常駐し、全体的な運営を担う。 ・主体的な管理運営事項はもとより、市民主体の活動の支援等を行う。 ・市民の主体的な活動を支援し、市民と市川市の橋渡し役となる「パークマスター」を配置する。
自然復元 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥等の観察 ・野鳥等の「観察会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・観察会等の企画・運営、観察のためのルールづくりなどを市民が主体となって行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査 (水質、植物、動物) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質や動植物に関するモニタリング調査を実施するなど、自然環境保全に向けた情報発信を行う。
自然 ふれあい ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察・散策 ・「自然観察会」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・観察会の企画・運営、解説員の育成・派遣、チラシ作成などを市民が主体となって行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の実施 (プログラム作成、情報発信等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と市川市の協働により、観察のためのプログラム作り(ビオトープなど学習のための環境づくりと維持管理を含む)や小学校などへの情報発信を行う。
多目的 利用 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・各種運動利用 ・イベント会場として利用 ・さまざまな遊び ・観戦・休憩等 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用予約、用具の貸与などは管理者(市川市)が行う。
散策・休息 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・散策・休息等 ・ウォーキング 	特になし
管理 駐車場 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務 ・展示・研修 ・手洗い等 ・駐車 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理等および駐車場等の管理を行う。 ・必要に応じ、管理棟内の展示・研修スペースなどの貸し出しを行う。

	管理項目	管理概要
全体的な 運営・管理	出水時の安全管理	出水時における非難・誘導(放送・巡回点検)や、門扉等の施錠など、利用者の安全面に関する管理
	出水後の復旧	出水後の各種施設(舗装、休憩施設、管理施設等)の復旧、必要に応じた改修など
	施設の維持管理	園内の常設施設の点検、補修、改修
	日常的な管理	日常的な清掃、巡回、簡易な修繕、監視・保安、夜間施錠等
自然復元 ゾーン	環境管理	雑草の刈取り、水生植物等の補植、水面の浮遊物の除去、池底さらい等、環境維持のために必要な管理
	周辺の清掃	ゾーン周辺の定期的な清掃、草刈りなど
	日常的な安全管理	立ち入り禁止区域への人の立ち入りの抑制、監視
自然 ふれあい ゾーン	環境管理	雑草の刈取り、水生植物等の補植、ビオトープ等の補修など、環境維持のために必要な管理
	周辺の清掃	ゾーン周辺の定期的な清掃、草刈りなど
多目的 利用 ゾーン	使用後の整備・清掃	団体でのグラウンド使用後のグラウンド整備、後片付け、周囲の清掃(ごみ拾い)等
	グラウンド整備	グラウンド維持のための定期的な草刈り、除草、不陸直し、ネットの張替え等
	用具管理	貸与用具の補修、補充、更新など
散策・休憩 ゾーン	草刈り・除草	園路周辺等における定期的な草刈り、除草
	周辺の清掃	ゾーン内およびその周辺の定期的な清掃
管理 駐車場 ゾーン	草刈り・除草	ゾーン内およびその周辺の定期的な草刈り、除草
	周辺の清掃	ゾーン内およびその周辺の定期的な清掃